

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年9月4日開催 全国信用組合中央協会]

## 1. 国内外の金融経済情勢の動向を踏まえた対応について

- 日本経済や金融を取り巻く環境は足元で変化しており、2024年3月には、日本銀行による金融政策の枠組みの見直しにより、17年ぶりの利上げが行われ、同年7月にも利上げが行われた。これを受け、多くの金融機関では預金金利の引上げを決定したと承知している。さらに同年7月には日本銀行が長期国債の買入れを減額する計画を決定するなど、今後とも市場動向を十分に注視していく必要がある。
- 金利変動は顧客にも様々な影響を及ぼし得る。こうした状況下では、貸出金利に係る協議に際しては、顧客企業に十分に説明を行うことはもとより、個々の借り手の状況を踏まえ、必要に応じて適切な返済計画のアドバイスを行っていただきたい。
- 金融庁としても、金融政策や各金融機関の動向と、それによる中小企業や住宅ローンの利用者等への影響について、引き続き注視する。

## 2. 金融仲介機能の発揮について

- コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、2024年4月には民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済開始が最後のピークを迎えた中、コロナ禍から続く政府による資金繰り支援策については、同年7月以降、コロナ前の水準に戻し、経営改善・再生支援に重点を置いた支援とするなど、現在大きな転換点を迎えている。
- 各金融機関においては、事業者が抱える課題解決に向け、コンサルティング機能を遺憾なく発揮し、経営改善・再生支援に取り組んでいただくよう、お願いしたい。
- また、第213回通常国会において、企業価値担保権の創設等を盛り込んだ「事業性融資の推進等に関する法律」が成立した。これまでのご協力につ

いて、改めて厚く御礼を申し上げます。

- 金融庁では、法令の円滑な施行を含め、事業性融資の更なる進展を図るべく、同年7月に総括審議官をチーム長とする「事業性融資推進プロジェクト・チーム」を発足した。
- 当該プロジェクト・チームを中心として、政府令等の整備や周知広報等に取り組むとともに、想定される融資事例や、与信審査・期中管理のあり方、引当の考え方等の実務上の課題などについて議論を行い、制度の施行に向けた環境整備等を進めていく。また、事業性融資推進法の成立を契機として、金融機関が金融仲介機能を発揮しながらビジネスモデルの持続可能性を確保する方策について、各金融機関とも引き続きコミュニケーションを密にして対応していく。
- 金融庁としては、これらの取組みを通じながら、各金融機関とのコミュニケーションを密にして、事業の将来性を踏まえた融資や経営支援を行いやすくなるよう環境整備を進めていく。各金融機関においても、個別にお悩み等があれば、金融庁まで気兼ねなくご相談、ご直言いただきたい。

### 3. 顧客本位の業務運営のあり方と金融経済教育の充実について

- 家計が安心して金融商品を購入できる環境を整備する観点から、2023年の金融商品取引法等の一部改正により、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行することが義務化された。現在、法施行に向けて準備を進めているところ。
- 各金融機関におかれては、改めて、単に顧客の表面的なニーズへの対応をもって「顧客本位」であると解することなく、顧客一人ひとりの知識・経験等に照らしてふさわしい金融商品を、顧客が理解できるようわかりやすく説明し販売できているか、といった基本に立ち返り、「顧客本位の業務運営」を更に進展させるべく取り組んでいただくことを期待している。
- また、顧客本位の良質なサービスの提供を確保するためには、金融機関における取組とともに、国民の金融リテラシーを高め、金融商品の適切な選択等を促していくことも重要である。

- こうした観点から、2024年4月に設立した金融経済教育推進機構、通称J-FLEC（じえいふれつく）を中心に、中立的な立場から、金融経済教育を受ける機会を国民に提供していくが、地域を含めて国全体に広げていくためには、地域金融機関との連携が不可欠である。J-FLECでは、営利活動への協力とならない範囲で、個別金融機関とのイベント共催や、個別金融機関が主催するイベントへの登壇など、各金融機関とのタイアップを進めていくので、是非J-FLECにお声がけいただきたい。

#### 4. 金融行政方針について

- 2024年8月30日、金融庁の2024事務年度一年間の方針や重点課題を示した金融行政方針を公表した。
- 金融庁としては、
  - ・これまで取り組んできた資産運用立国の実現に向けた施策等を着実に進めるとともに、
  - ・社会・経済環境の変化にも柔軟に対応し、金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能の確保等を図っていくとの方針を示している。
- 金融庁としては、金融行政方針を端緒として、各金融機関と課題認識等を共有し、建設的な対話を行いたいと考えている。金融庁では、今後、本方針等に関する説明会を各地域で開催する予定であるが、本方針の内容でご不明な点、ご懸念の点、ご提言したい点があれば、遠慮なくお問合せいただきたい。

##### 【地域金融機関向けの業態別対応】

- 人口減少や少子高齢化などの構造的な変化に加え、足下では「金利ある世界」への移行が進むなど、金融機関を取り巻く環境が刻々と変化する中で、信用組合を含む地域金融機関向けの業態別の対応として、次の3点を示している。

##### （金融仲介機能の発揮）

- 物価上昇や人手不足・後継者不足など、地域の事業者の経営課題が多様

化する中、協同組織金融機関を含む地域金融機関においては、地域経済の回復・成長を支える「要」として、事業性融資や顧客の経営課題解決支援等により、地域から求められる金融仲介機能の発揮をお願いしたい。

金融庁としても、先般成立した事業性融資推進法も契機に、これまでの取組をさらに進めていく。

(持続可能なビジネスモデルの構築)

- 地域経済を取り巻く厳しい経営環境が続く中、地域金融機関の経営陣には自らのビジネスモデルの持続可能性を点検し、先々を見据えた経営戦略を策定・実行する経営力が求められる。金融仲介機能を発揮しつつ、ビジネスモデルの持続可能性を確保する方策について、金融機関と対話を行い、部局横断的な課題として検討する。

(国内外の金融経済情勢の動向を踏まえたリスク管理態勢の構築)

- また、国内外の経済・金融市場の動向やその影響を引き続き注視し、各地域金融機関の経営方針や経営環境、経営資源等を踏まえながら、有価証券運用の状況や市場リスク、流動性リスク、取引先等の実態把握の状況を含む信用リスクの管理態勢等について確認する。
- 協同組織金融機関については、相互扶助の理念の下、会員・組合員を通じて地域に深く根差した金融機関として、引き続き、中小・零細事業者の多様なニーズに応じた支援を通じて地域課題の解決に貢献することで、自らも経営基盤を強化し、持続可能な経営を確立していただくことを期待している。

中央機関においても、協同組織金融機関間や他の支援機関等との結節点として、協同組織金融機関による地域課題の解決・経営基盤の強化に資する取組への支援をお願いしたい。

- 各種ヒアリングや意見交換等を通じて、信用組合の皆様の具体的・積極的な取組みについてお伺いできれば幸い。

## 5. 令和6年台風第10号に伴う災害等に対する金融上の措置について

- 令和6年台風第10号に伴う災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。

- 今回の台風に伴う災害等に関し、愛知県、鹿児島県、宮崎県、大分県、福岡県、静岡県、神奈川県及び岐阜県に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

#### 6. 自然災害ガイドラインの積極的な周知広報について

- 自然災害により被災された個人に対する二重ローン対策においては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の活用が重要である。
- 令和6年能登半島地震についても発災から半年が経ち、2024年1月から7月末までの登録支援専門家への委嘱件数は146件と承知しているが、引き続きの活用促進が重要である。
- 令和6年能登半島地震を含め、自然災害により住宅ローン等の返済に不安を抱える被災者に対しては、各金融機関から積極的に同ガイドラインの周知広報に努めていただきたい。例えば、
  - ・住宅ローン等の返済の一時停止や条件変更等の申出があった場合
  - ・既往債務がある被災者から追加の住宅ローン等の申込みがあった場合などには、同ガイドラインの案内をお願いしたい。

#### 7. 地域金融機関によるM&A仲介・支援について

- 2024年8月30日、『「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について』を公表し、併せて、各金融機関へ「金融機関におけるM&A支援の促進等について」要請文を発出した。
- 本改正では、金融庁として、

- ・成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業や事業承継が必要な顧客企業等に対して、PMIを含むM&A支援が一つの有用な選択肢となり得ることに留意しながら、最適なソリューションの提案について検討すること
- ・M&Aに関する支援業務を行う場合には、専門的な人材の内部育成や、ノウハウを持つ外部人材の採用、外部専門家・外部機関等との連携など、業務の健全かつ適切な運営の確保を念頭に置きつつ、所要の体制整備を図ること
- ・新たに締結する保証契約のみならず、M&A・事業承継など主たる株主等が交代することを金融機関が把握した保証契約等について、債務者の状況に応じた個別具体的な説明・記録を実施すること

などを盛り込んでいる。

- 改正した監督指針は、同年10月1日から適用となるため、改正事項の趣旨・内容について金融機関内で周知いただき、必要に応じて態勢整備に取り組んでいただきたい。また、本改正の趣旨を踏まえ、M&A支援を含めた事業者支援に一層強力に取り組んでいただきたい。

## 8. 「経営者保証改革プログラム」の実行推進について

- 経営者保証改革プログラムの進捗について、2024年6月末に2023年度の実績を公表したところだが、無保証融資割合については全業態平均では47.5%と、2022年度の33.9%を大きく上回る結果となっており、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組が進んでいるものと考えている。また、実績の公表に合わせて、『「経営者保証改革プログラム」を受けた経営者保証に依存しない融資を促進するための取組事例集』についても公表しているので、こちらも参考にしつつ、引き続き取り組んでいただくよう、お願いしたい。
- なお、2024年6月の意見交換会において、2023年3月以前に締結した根保証契約のうち、保証の必要性等の説明対応が未了、又は対応していない金融機関におかれては、早急に対応していただくよう、お願いをした。
- 金融庁としても、現状を把握すべく、2024年3月時点における「2023年3月以前に締結した根保証契約」に係る説明状況を調査したところ、一部

の金融機関において「説明を未実施の先が過半ある」「説明の実施状況を把握していない」といった回答が見受けられた。

- こうした実情も踏まえ、「2023年3月以前に締結した根保証契約」について、保証契約の必要性を事業者の説明・記録いただく内容を改正監督指針に盛り込み、2024年8月末に公表したところである。
- 説明対応が未了となっている金融機関におかれては、監督指針改正の趣旨も踏まえて、2025年3月末までには対応していただきたい。

#### 9. 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用実績について

- 2024年7月5日に、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の2023年度活用実績を公表した。
- 本ガイドラインを活用した2023年度の事業再生・弁済計画の成立件数は133件と、2022年度の28件を大きく上回る結果となった。また、2022年度から2023年度において、37都道府県の活用実績が報告されており、地域的な広がりも見られている。
- 金融機関においては、引き続き、本ガイドラインの活用を含む事業再生支援に積極的に取り組んでいただきたい。

#### 10. 地域金融機関による人材マッチング等について

- 各地域金融機関におかれては、日頃より「REVICareer（レビキャリア）」の活用を含め人材マッチングに尽力いただき感謝。
- レビキャリアの足元の実績について申し上げますと、大企業人材の登録者数が累計3,362人、求人件数は累計2,632件、マッチング件数については、累計108件となっており、皆様にご尽力いただいたおかげでマッチング件数が累計で100件を超えた。
- 信用組合においては、今のところ2組合がレビキャリアの登録地域金融機関として登録いただいているところだが、地域金融機関の人材マッチングの裾野拡大のために、ぜひ積極的に登録をご検討いただきたい。

## 11. 高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて

- 高齢者等に対して身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを行う事業者（高齢者等終身サポート事業者）の適正な事業運営を確保し、当該事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できるように資するようするため、2024年6月11日、政府において、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが策定された。
- 金融機関においては、今後、高齢者等終身サポート事業者が高齢者本人の代理人として手続を行う場合においては、顧客利便の観点も踏まえて適切な対応をお願いしたい。
- 同様の観点から、本人死亡後の口座の閉鎖手続時は相続等の関係書類が多く、遺族による手続が煩雑になるため、顧客の個別事情に配慮し、丁寧な対応（窓口マニュアル整備の徹底等）を行うよう、金融機関に対して併せてお願いしたい。

## 12. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を受けての備えについて

- 2024年8月8日に宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生したことに伴って気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された経緯も踏まえ、現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に規定している「南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置」をはじめとする災害時の対応に関する規定についても今一度目を通していただき、各金融機関で策定されているBCPの確認や見直し等も着実に進めていただきたい。

## 13. 各金融機関の関連会社における計算書類の公告について

- 株式会社は、小規模なものも含め、定時株主総会の終結後遅滞なく、計算書類を公告しなければならない旨、会社法440条において規定されているところであり、金融機関の関連会社も、株式会社であればこの規定の対象となっている。
- 各金融機関において、これら計算書類の公告等について適切にご対応いただいているものと考えているが、企業集団・グループの業務の執行が法令に適合することを確保する観点からも、各金融機関の関連会社において

も、計算書類の公告が適切に行われているかどうか、今一度ご確認をお願いしたい。

#### 14. 信用金庫・信用組合取組事例集について

- 2023 事務年度に引き続き、金融庁や財務局のヒアリングを通じて得られた信用金庫・信用組合における創意工夫ある取組みを、「取組事例集」として取りまとめ、2024 年 6 月、全国信用組合中央協会を通じ、信用組合の皆様へ還元させていただいた。
- 本事例集においては、地域の事業者や信用金庫・信用組合自身の課題とその課題解決に向けた取組みについて、特徴的な事例等を紹介しているので、参考としていただきたい。また、今後も、こうした事例があれば、各種ヒアリングや意見交換会等の際には是非ご紹介いただければ幸い。

#### 15. 顧客本位の業務運営（FD）に関するモニタリングについて

- FDに関するモニタリングについては、引き続き、幅広いリスク性金融商品の販売状況<sup>(※1)</sup>を踏まえ、販売会社等で顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等が行われているかについて検証する。

(※1) 販売実績や苦情の発生状況のほか、これまでのモニタリング結果も踏まえて、リスクベースで重点的に検証するリスク性金融商品を選定。

- 具体的な検証のポイントは、以下の通り。
  - ①過去のモニタリングで課題が認められた外貨建一時払保険や仕組債に係る業界規則等への対応状況や、外貨建債券・外国株式に係る銀証連携に着目した販売・管理の実態把握を含めて、幅広いリスク性金融商品におけるプロダクトガバナンス態勢、販売・管理態勢、報酬・業績評価体系等の整備状況<sup>(※2)</sup>。

(※2) 経営陣の関与状況や第1線・第2線・第3線の機能状況も含む。

- ②「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく「取組方針」の営業現場への浸透状況や顧客利益を最優先とする取組状況。
- ③顧客との「共通価値の創造」から成る持続可能なリテールビジネスの構

策に当たり、経営戦略と顧客本位の業務運営との整合性が重要であるとの観点から、(同ビジネスの) 管理会計の損益状況や金融商品毎の獲得手数料等に着目した対話。

- なお、本モニタリングは、資産運用立国の実現に向けて、顧客の最善の利益という観点から、顧客にふさわしい金融商品を適切に販売しているかなどを検証することを目的としており、特定の金融商品を一律に否定するものではない。

## 16. 金融犯罪対策について

- 近年、SNS 等を通じたやりとりで相手を信頼させ、投資等の名目で金銭をだまし取る「SNS 型投資・ロマンス詐欺」が急増しているほか、法人口座を悪用した事案がみられるなど、預貯金口座を通じて行われる金融犯罪への対策が急務である。
- これを背景として、2024 年 6 月、政府として「国民を詐欺から守るための総合対策」を策定した。金融庁においても、同年 7 月より従来のマネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室を改組する形で、新たに「金融犯罪対策室」を設置した。
- こうした状況を踏まえ、同年 8 月 23 日に警察庁と連名で、全国信用組合中央協会を含めた各業界団体等に対し、法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化を要請した。
- 要請内容は口座開設時の実態把握から利用者のアクセス環境等に着目した検知、出金停止・凍結等の措置の迅速化など多岐にわたる。インターネットバンキングをはじめとする非対面取引が広く普及しており、大都市部だけでなく地方中小規模都市部の金融機関にまでこうした被害が広がっていることを踏まえれば、今般要請した対策は金融機関の規模や立地に関わらず講じられるべきものと考えている。また、システム上の対応が必要など、直ちに対策を講じることが困難な場合であっても、計画的に対応いただくことが重要である。
- 対策の方法・深度は各金融機関の業務・サービス内容や不正利用の発生状況に応じて判断されるべきものだが、金融犯罪対策に関しては「当局か

ら求められているから」ではなく、「顧客を詐欺等の被害から守る」「ひいては（「詐欺の温床となっている」といった風評リスクから）金融機関自身も守る」ために、今回の要請を踏まえ、主体的・積極的な取り組みをお願いしたい。

#### 17. 外部委託先管理の強化について

- 昨今、外部委託先に対するサイバー攻撃により、金融機関の顧客情報が漏えいする事案が発生している。
- 委託先におけるインシデントであっても、金融機関が顧客情報管理の責任から逃れられるわけではない。
- 重要な委託先におけるインシデントの原因の検証及び再発防止策の実効性の確保、これらが確保できない際の代替策の検討を含め、委託先管理の有効性・十分性を確認し、必要に応じて改善していただきたい。

#### 18. サイバー安全保障について

- 「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日閣議決定）に基づき、サイバー安全保障分野における新たな取組の実現のために必要となる法制度の整備等について検討を行うため、2024年6月より、内閣官房において、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」が開催されてきたところ。

(※) 「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber\\_anzen\\_hosyo/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo/index.html)（内閣官房ウェブサイト）

- 同戦略においては、重要インフラ分野を含め、
  - ・ 民間事業者等がサイバー攻撃を受けた場合等の政府への情報共有や、
  - ・ 政府から民間事業者等への対処調整、支援等の取組みを強化するなどの取組を進めることとされており、金融分野についても、こうした官民連携に係る制度整備の対象となることが想定されている。
- 今後、制度整備にあたり、政府全体の取組みの中で、金融庁としても業界の皆様とよく意見交換してまいりたい。

## 19. サイバーセキュリティに関するガイドラインについて

- サイバーリスクは、技術の発展や地政学リスクの高まりなどとともに増加しており、トップリスクの一つとして、金融機関において適切に管理していく必要がある。昨今の脅威動向、これまでのモニタリングの実績、国内外の情勢等を踏まえ、先般、サイバーセキュリティに関する新たなガイドライン案について、パブリックコメントに付したところ。いただいたご意見を踏まえ、今後最終化し公表する。
- 金融機関等の規模・特性は様々である。このため、ガイドラインにも記載しているとおり、「基本的な対応事項」及び「対応が望ましい事項」のいずれについても、一律の対応を求めるものではなく、金融機関等が、自らを取り巻く事業環境、経営戦略及びリスクの許容度等を踏まえた上で、サイバーセキュリティリスクを特定、評価し、リスクに見合った低減措置を講ずること（いわゆる「リスクベース・アプローチ」を採ること）が必要であると考えている。
- また、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢上の課題への対応には、時間がかかるものもあると考えている。したがって、重要性・緊急性に応じて、優先順位をつけた上で、順次対応していただければと考えている。
- 金融庁としては、金融システム上の重要性・リスクなどを勘案の上、同ガイドラインの運用などを通じて、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の強化を促してまいりたい。

## 20. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall IX）について

- 金融業界全体のインシデント能力向上のため、2024 年も 10 月にサイバーセキュリティ演習（Delta Wall IX）を実施予定。
- 参加金融機関におかれては、IT/サイバーセキュリティ担当部署だけではなく、経営層にも積極的に参加いただいたうえ、演習に参加したことで満足せず、演習結果を活かしていただきたい。具体的には、経営者が適切な意思決定を行えたか、組織として顧客対応、業務復旧などのコンティンジェンシープランが有効であったかなどを振り返り、できなかったことを可視化し、改善するにはどうすればよいか、体制、業務プロセス、予算、人材を含めて考えていただきたい。

## 21. サイバーセキュリティセルフアセスメント（CSSA）について

- 2024年6月下旬に協会を通じて各金融機関に依頼した「サイバーセキュリティに関する点検票」に基づく自己評価について、今後、日本銀行・金融庁で自己評価結果を集約予定である。
- 同年11月以降、他の金融機関対比での自組織の位置付けなどに関する情報の還元を予定している。経営陣におかれては、評価結果に基づき、人員・予算、人材育成を含め、体制整備と対策の実効性向上を主導していただきたい。

(※) 将来的には（2025事務年度分以降）、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」の内容をCSSAに反映していくことを検討する。

## 22. 無登録業者の為替取引に利用されている口座情報の提供について

- 銀行法に基づく銀行業の免許または資金決済法に基づく資金移動業の登録を得ることなく為替取引を業として営むことは禁止されている。
- しかしながら、いわゆるオンラインカジノ等の違法なサイトを運営する事業者への送金について、銀行免許や資金移動業登録を得ていない無登録業者が関与している例が見られるところ。加えて、そのような無登録業者の為替取引には、無登録業者が金融機関に開設した口座が利用されている例が存在している。
- こうした状況を踏まえ、金融庁では2024年5月17日付で事務ガイドライン（資金移動業者関係）を改正し、当局において、オンラインカジノへの送金等、悪質な無登録業者の取引に利用されている口座情報を入手した場合、当該口座を開設する金融機関に対して、預金口座の不正利用に関する情報提供を行う旨、明記したところ。
- これを踏まえ、各業界団体には同年6月28日付で周知文を発出したところであるが、各金融機関において、このような預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行や、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインに基づくリスク低減措置等、必要な対応を行っていただきたい。

## 23. サステナブルファイナンスの取組みについて

- サステナブルファイナンス有識者会議では、2024年7月には、「サステナブルファイナンス有識者会議第四次報告書」を公表した。

- 中でも、投資として一定の投資収益の確保を図りつつ、社会・環境的効果（インパクト）の実現を目指す「インパクト投資」は、社会・環境課題の解決に資する技術開発や事業革新に取り組む企業を支援する上で、重要な役割を果たすと考えている。
- インパクト投資の手法を確立し、広めるため、官民の幅広い関係者が参画する「インパクトコンソーシアム」を立ち上げ、議論を進めているところ、各金融機関には、是非関心をもって頂き、コンソーシアムへの参加も含め、積極的にご関与頂くことを期待したい。

#### 24. 金融経済教育推進機構について

- 金融経済教育推進機構（J-FLEC）が、2024年4月に設立され、8月から本格稼働を迎えた。
- 今後、J-FLECを中心に、金融トラブルの未然防止や対応のあり方等も含め、幅広い金融経済教育を広く国全体へ普及させるべく取り組んでいく。その一環として、J-FLECと個別金融機関が連携したイベントも複数予定されており、各金融機関におかれても、ぜひご協力をお願いしたい。
- なお、J-FLECは、家計管理等に関する電話相談の受付、幅広い年代向けの講義資料の公開、学校・企業への出張授業の申込受付等をすでに開始しており、同年秋からは、個人の資産状況やライフステージに応じたアドバイスを対面・オンラインにて行う、個別相談の無料体験も開始予定である。
- 取引先企業が従業員向けの金融経済教育を実施する際には、ぜひJ-FLECを活用いただきたいと考えており、こうした取組について、各信用組合から取引先企業への周知に協力をお願いしたい。

#### 25. 税制改正要望について

- 2024年8月30日、令和7年度の税制改正要望項目を公表した。主要な要望項目は、以下のとおりとなっている。
  - ①資産運用立国等の実現に向けた措置
    - ・NISAの利便性向上等

- ・ 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置
- ・ 上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し
- ・ 金融所得課税の一体化

②国際金融センターの実現に向けた措置

- ・ クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し

③安心な国民生活の実現に向けた措置

- ・ 生命保険料控除制度の拡充
- ・ 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

- 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、各金融機関におかれ  
ても、引き続き、ご協力をお願いしたい。

26. 2024年7月G20財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 2024年7月25日から26日にかけて、ブラジルのリオデジャネイロにおいてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された  
共同声明における金融関連の主な内容をご紹介したい。

- ・ まず、金融システムの脆弱性への対処、及び、国際金融規制改革の適時の実施に強くコミットする旨が再確認された。特に、バーゼルIII枠組みの全ての要素を完全かつ統合的な形で、かつ可能な限り早期に実施するとの、同年5月の中央銀行総裁及び銀行監督当局長官（GHOS）による合意が、G20でも再確認されている。
- ・ また、ノンバンク金融仲介（NBFi）セクターの強靱性の強化に関するFSB進捗報告書が歓迎された。オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに係るFSBの政策勧告の実施への支持が示されるとともに、証拠金の備えやレバレッジに関する政策作業への期待が示された。
- ・ 暗号資産に関しては、FSBハイレベル勧告を実効的に、適時に、かつ調和された方法で実施するとのコミットメントが再確認された。また、金融活動作業部会（FATF）によるFATF基準のグローバルな実施の加速、及び、DeFiやP2P取引などから生じる新たなリスクに関する作業への支持が示された。

- ・その他、クロスボーダー送金に関する G20 ロードマップの実施へのコミットメントが再確認されるとともに、自然関連金融リスクに関連する金融当局の規制監督上のイニシアティブ及び課題を取りまとめた FSB のストックテイクが歓迎された。
  - ・最後に、サステナブル・ファイナンスについては、金融機関及び企業の「公正な」移行計画の推進に焦点を当てた議論への支持が示された。また、サステナビリティ報告基準の実施に当たっての、特に中小企業や新興途上国における課題に対処し、信頼性のある、比較可能で、相互運用性のあるサステナビリティ報告開示基準を促進する方法に関する勧告への期待が示された。
- 次回の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議は、同年 10 月にワシントン D. C. で開催される予定。引き続き、皆さんの意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

(以 上)